

小規模事業者外国人材受入支援補助金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、外国人材受入企業支援補助金交付要綱に基づく、小規模事業者外国人材受入支援補助金（以下「補助金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、県内小規模事業者が水際対策に対応するため、就労等のために日本に入国した外国人材の一定期間の待機にかかる宿泊費等を補助することにより、感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「県内小規模事業者」とは、県内に本社を有し、別表1に定める事業者とする。
- (2) 「外国人材」とは、令和4年3月16日以降に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に定める在留資格のうち、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定技能」、「技能実習」の在留資格を有する者、及び同法別表第二に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」並びに同法別表第一の五に定める「特定活動」のうち、この要領の別表2に定める在留資格を有する者をいう。
- (3) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人材に対して求められる、一定期間の待機や検査、陰性証明の届出等の政府が定める対応をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、別表3の第1欄に掲げる県内小規模事業者とし、次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 島根県税の未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (3) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(補助金の交付)

第5条 第2条の目的の達成に資するため、補助対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表3の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とし、同表の第3欄に定める額を交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添付して、島根県中小企業団体中央会へ提出しなければならない。

- (1) 別紙1 事業計画書
- (2) 別紙2 誓約書

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、実績報告書(様式第3号)に下記の書類を添付して、補助事業が完了した翌日から起算して90日を経過した日、又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに島根県中小企業団体中央会に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別紙1 事業報告書
 - (2) 在留資格及び入国日を証する書類(申請に係る外国人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ(証印)のページの写し)
 - (3) 県内に所在する事業所で雇用した外国人労働者であることを証する書類(厚生労働省の入国者健康確認システム(E R F S)の受付済証の写し)
 - (4) 補助対象経費の支払いを証明する書類(通帳の写し、ネットバンキングの写し、現金出納帳の写し等)
 - (5) 補助対象経費の領収書(対象となる外国人材の氏名、宿泊期間、一人当たり必要とした宿泊費用、食事の有無及び検査費用が分かるもの。記載がない場合は、宿泊証明書の写し及び陰性証明書の写しを添付すること。)
 - (ア) 補助対象事業者が宿泊施設及び政府が認める検査機関に直接支払った場合は、その領収書(明細書)の写しを添付
 - (イ) 外国人材が宿泊施設及び政府が認める検査機関に立替払いをした場合は、その領収書(明細書)の写しを添付
 - (ウ) 監理団体が立替払いをした場合は、次の2つの書類を添付
 - ① 「監理団体から補助対象事業者宛に発行された領収書(明細書)」の写し
 - ② 「宿泊施設及び政府が認める検査機関から監理団体宛に発行された領収書(明細書)」の写し

※①、②のいずれかに必要事項(対象となる外国人材の氏名、宿泊期間、一人当たり必要とした宿泊費用、食事の有無及び検査費用、支払者、支払日)が記載されていることが必要。記載がない場合は、宿泊証明書の写し及び陰性証明書の写しを添付すること。
 - (6) その他島根県中小企業団体中央会 会長が必要と認める書類
- 3 本補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(交付額確定の時期等)

第9条 本補助金の交付額確定通知は、提出を受けた実績報告書及び添付証拠書類の内容の審査

を経て、様式第4号により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 島根県中小企業団体中央会 会長は、補助対象事業者が補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 島根県中小企業団体中央会 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(補助金の経理)

第11条 補助対象事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の支給について必要な事項については別に定める。

附 則 (令和3年3月16日)

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

附 則 (令和4年2月21日)

この要領は、令和4年2月21日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月16日から令和4年3月15日までに入国した外国人材については、従前の例による。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

業種 ^{※1-2}	小規模事業者
	常時使用する従業員数 ^{※3}
1 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (2 を除く)	20 人以下
2 卸売業、サービス業、小売業	5 人以下

- ※1 主たる事業所が県内にある個人事業主、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合又は有限責任事業組合 (LLP) も対象とする。
- ※2 業種は、日本標準産業分類 (平成 26 年 4 月 1 日施行) の業種区分による。
- ※3 常時使用する従業員は、2 か月を超えて使用され、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者とする。人数は、申請時点における数とし、当該申請の対象とする外国人材はこの数に含めない。
- ※4 パート及びアルバイト従業員は、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と同等の労働時間をもって 1 人と換算する。

例：週当たりの所定労働時間が 40 時間の場合

パート従業員 1 人 (週 25 時間勤務) + アルバイト従業員 1 人 (週 15 時間勤務)
= 常時使用する従業員 1 人と換算

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

出入国管理及び難民認定法別表第一の五に定める特定活動のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年 5 月 24 日法務省告示第 131 号）のうち、下記に定める活動に従事する者

在留資格	特定活動の詳細		該当例
特定活動	告示特定活動	16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29 号	E P A
		32 号	建設就労者
		33 号	高度専門職の配偶者の就労
		35 号	造船就労者
		37 号	情報処理就労者
		42 号	製造業務就労者
		46 号	大卒者で N 1 以上の日本語能力を有する者

別表3（第4条及び第5条第2項関係）

1 補助対象事業者	2 補助対象経費	3 補助金額
<p>県内に所在する事業所において外国人材を受け入れる県内小規模事業者</p>	<p>新たに就労等のために日本に入国した外国人材の水際対策の対応として補助対象事業者が負担した宿泊費及び待機期間の短縮のための検査費（外国人材に係るものに限る、出張に係るものは除く）。</p> <p>※1. 令和4年3月16日～令和5年2月28日の期間に補助対象事業者が支払った経費を対象とする。</p> <p>※2. 技能実習2号を修了し一旦帰国後に技能実習3号または特定技能の在留資格で再入国する場合を含む。</p> <p>※3. 消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。</p> <p>※4. 夕食代、朝食代を含む一人当たりの宿泊費の補助上限額は、一泊あたり甲地方10,900円、乙地方9,800円とする。宿泊費に夕食代、朝食代が含まれない場合は、一泊あたり夕食代として1,500円、朝食代として700円を宿泊費に加えた額を補助対象経費とする。</p> <p>※5. 一度対象とした外国人材は、再度の補助対象経費とはならない。</p>	<p>支給する補助金の額は、対象となる外国人材一人当たり5万円。</p> <p>なお、補助対象経費が5万円未満の場合は実費（千円未満切り捨て）を補助する。</p>

※甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区（23区）、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方…甲地方以外の地域

島根県中小企業団体中央会
会長 杉谷 雅祥 様

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号

担当

小規模事業者外国人材受入支援補助金交付申請書

小規模事業者外国人材受入支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容
様式第1号（別紙1）のとおり
2. 申請回数
今回の申請は____回目
3. 補助金交付申請額 （単位：円）
_____円

1. 申請者の概要

事業者名			
本社所在地	島根県		
外国人材を使用する事業所の所在地	島根県		
資本金	円		
業種		主な事業内容	
常時使用する従業員数（申請時点）	人	うち外国人労働者数 ※当該申請の外国人材を除く	人

2. 補助対象経費と交付申請額

外国人材の氏名	在留資格	宿泊数 ^A	一泊あたりの宿泊費 ^B ※甲地方 10,900 円、乙地方 9,800 円を上限に記載 ※宿泊費に夕食代、朝食代を含まない場合は、夕食代 1,500 円、朝食代 700 円を加算	検査費用 ^C	補助対象経費 D=A×B+C	補助金額 ^E ※補助対象経費が 5 万円を超える場合は 5 万円 ※補助対象経費が 5 万円未満の場合は補助対象経費の千円未満を切り捨てて記載
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
		日	円	円	円	円
補助金交付申請額※Eの合計額を記入						円

※全て消費税及び地方消費税を除いた額を記載

※本申請の補助対象となる外国人労働者名を記入してください。なお、一度対象とした外国人材は、再度の補助対象経費とはなりません。

※人数に合わせて行を追加してください。

※甲地方：さいたま市、千葉市、東京都特別区（23区）、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、
乙地方：甲地方以外の地域

※人数に合わせて行を追加してください。

島根県中小企業団体中央会
会長 杉谷 雅祥 様

所在地

事業者名

代表者氏名

誓 約 書

小規模事業者外国人材受入支援補助金の交付申請をするにあたり、下記の全ての事項について誓約します。

記

- (1) 申請要領に記載された申請要件を満たしており、申請書及び添付書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 島根県税の未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (4) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

※ 申請に関わる提出書類について、審査終了後、島根県中小企業団体中央会が保管することに同意します。

※ 本事業の応募に係る提出書類に記載された個人情報等について、島根県中小企業団体中央会および島根県が以下の目的で利用することに同意します。

◇本事業における補助金交付申請者の申請内容の管理のため。

◇申請受付後の事務連絡のため。

【ご注意ください】

実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとすることは犯罪です。

事業主が、偽りその他不正の行為により補助金を受給した場合、故意に支給申請書類に虚偽の申請を行いまたは実態と異なる偽りの証明を行った場合、受給すべき額を超えて補助金を受給した場合などは、支給した補助金の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

（事業者名）
（代表者役職・氏名） 様

島根県中小企業団体中央会
会長 杉谷 雅祥 印

小規模事業者外国人材受入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった小規模事業者外国人材受入支援補助金については、下記のとおり交付を決定したので、小規模事業者外国人材受入支援補助金支給要領第7条の規定により通知します。

記

1. 交付金額 金 円

2. 補助条件

- （1）補助金交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付で申請のあった小規模事業者外国人材受入支援補助金交付申請書記載のとおりとする。
- （2）補助事業者は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）及び小規模事業者外国人材受入支援補助金支給要領に従わなければならない。
- （3）補助事業者は、この補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

3. 注記

交付決定後に事業計画の変更により、受入外国人材が増加となる場合、増加となる受入外国人材分の補助金交付を受けようとする際は、増加分の別途申請を要する。

島根県中小企業団体中央会
会長 杉谷 雅祥 様

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号

担当

小規模事業者外国人材受入支援補助金実績報告書

小規模事業者外国人材受入支援補助金支給要領第8条の規定により、実績を報告します。

記

1. 補助事業の内容
様式第3号（別紙1）のとおり
2. 申請回数
今回の申請は____回目
3. 補助金実績額 （単位：円）
_____円

1. 申請者の概要

事業者名	
本社所在地	島根県
外国人材を使用する事業所の所在地	島根県

2. 補助対象経費と補助金実績額

外国人材の氏名	宿泊数 ^A	一泊あたりの宿泊費 ^B ※甲地方 10,900 円、乙地方 9,800 円を上限に記載 ※宿泊費に夕食代、朝食代を含まない場合は、夕食代 1,500 円、朝食代 700 円を加算	検査費用 ^C	補助対象経費 D=A×B+C	補助金額 ^E ※補助対象経費が 5 万円を超える場合は 5 万円 ※補助対象経費が 5 万円未満の場合は補助対象経費の千円未満を切り捨てて記載
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
	日	円	円	円	円
補助金実績額 ^{※E} の合計額を記入					円

※全て消費税及び地方消費税を除いた額を記載

※甲地方：さいたま市、千葉市、東京都特別区（23区）、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、

乙地方：甲地方以外の地域

※人数に合わせて行を追加してください。

3. 振込口座情報

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支店名		普通 ・ 当座
口座名義 (カナ)		
口座名義 (漢字)		
口座番号		

※上記振込先口座の通帳の写しを添付してください。

(通帳の金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が明記されているページの写し)

4. 外国人材名簿 (補助対象 実績)

整理 番号	ふりがな 氏名	国籍 (国又は地域)	生年月日	在留資格	入国日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※本申請の補助対象となる外国人労働者名を記入してください。なお、一度対象とした外国人材は、再度の補助対象経費とはなりません。

※人数に合わせて行を追加してください。

証明書類貼付用紙

＜在留カードの写し＞※個人ごとに作成すること

整理 番号	←様式第3別紙1の名簿の整理番号と合わせること	氏名	
----------	-------------------------	----	--

- 在留資格及び入国日を証する書類（申請に係る海外人材の在留カードの写し及びパスポートのスタンプ（証印）のページの写し）を貼り付けてください。

（ここに貼り付け）

証明書類貼付用紙

<領収書類の写し>

- 領収書等がA4サイズである場合はこの様式に貼り付けせず、そのまま提出してください。
 - A4サイズ以外の領収書等を貼り付けてください。
 - 補助対象経費の支払いを証明する書類（通帳の写し、ネットバンキングの写し、現金出納帳の写し等）
 - 補助対象経費の領収書（対象となる外国人材の氏名、宿泊期間、一人当たりにより要した宿泊費用、食事の有無及び検査費用が分かるもの。記載がない場合は、宿泊証明書の写し及び陰性証明書の写しを添付すること。）
 - (ア) 補助対象事業者が宿泊施設及び政府が認める検査機関に直接支払った場合は、その領収書（明細書）の写しを添付
 - (イ) 外国人材が宿泊施設及び政府が認める検査機関に立替払いをした場合は、その領収書（明細書）の写しを添付
 - (ウ) 監理団体が立替払いをした場合は、次の2つの書類を添付
 - ① 「監理団体から補助対象事業者宛てに発行された領収書（明細書）」の写し
 - ② 「宿泊施設及び政府が認める検査機関から監理団体宛てに発行された領収書（明細書）」の写し
- ※①、②のいずれかに必要事項（対象となる外国人材の氏名、宿泊期間、一人当たりにより要した宿泊費用、食事の有無及び検査費用、支払者、支払日）が記載されている必要があります。記載がない場合は、宿泊証明書の写し及び陰性証明書の写しを添付すること

(ここに貼り付け)

第 号
年 月 日

（事業者名）
（代表者役職・氏名） 様

島根県中小企業団体中央会
会長 杉谷 雅祥 印

小規模事業者外国人材受入支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小規模事業者外国人材受入支援補助金については、下記のとおり交付額を確定したので小規模事業者外国人材受入支援補助金支給要領第9条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

2. 注記

補助事業者は、この補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。